

簿 帳 計 会

【令和6年 4月分】

会 員 名 Osaka市民クラブ

[illegible]

支 出 調 書

支出番号	第 4 - 1 号	会派代表者	経理責任者
6 年 4 月 3 0 日 起票			
支出科目	人件費		
支出額	¥57,200 —		
支出内容	補助職員  4 月分賃金として		
支出先	補助職員 		

領収書等貼付欄

領 収 証

No. _____

Oita 市民クラブ
代表 野尻 哲彦 様

令和 6 年 4 月 30 日

★ 57,200-

但 4 月分補助職員賃金として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

大分市 

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

2024年 4月 勤務時間計算表

氏 名 

時 給	平日	¥1,000
	休日	
交通費	片道	¥200

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	実働時間	時 給	日 給	交通費	小 計	備考
1	月	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
2	火	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
3	水									
4	木	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
5	金									
6	土									
7	日									
8	月	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
9	火	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
10	水									
11	木	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
12	金									
13	土									
14	日									
15	月	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
16	火	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
17	水									
18	木	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
19	金									
20	土									
21	日									
22	月	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
23	火	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
24	水									
25	木	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
26	金									
27	土									
28	日									
29	月									
30	火	10:00	15:00	1:00	4:00	1,000	4,000	400	4,400	
31										

4月分給与明細

実働時間	52時間
給 与	52,000
交通費	5,200
支払額合計	¥57,200

代表者印	経理責任者印
	

様式第16号

令和6年 4月 1日

大分市議会議長 殿

会派名 Oita市民クラブ

代表者 野尻 哲雄



補 助 職 員 等 雇 用 (変 更) 届

次のとおり下記の者を雇用 (変更) しましたので、届出いたします。

記

1 氏 名

野尻 哲雄

2 生年月日

1978年 10月 10日

3 住 所

大分市本町2-1-1

4 雇用目的

政務活動業務補助

5 雇用期間

令和 6年 4月 1日から

令和 7年 3月31日まで

6 変更理由

契約更新

※雇用契約書の写しを添付すること。

補助職員雇用契約書

Oita 市民クラブ代表 野尻哲雄（以下「甲」）と、（以下「乙」）とは、以下の条件により雇用契約を締結する。

1. 雇用期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
但し、甲及び乙から契約解除の申し出がある場合は、この限りではない。
2. 雇用場所
大分市荷揚町2番31号 大分市役所内 会派控室
3. 仕事の内容
書類の作成・書類の整理・甲の政務活動の補助事務
4. 勤務時間
午前9時00分～午後16時00分まで（休憩60分）のうち、1日5時間を超えない範囲
5. 服装について
(1) 服装は、事務の仕事に適したものとする
(2) 守秘義務を厳守すること
(3) 大分市庁舎管理規則を遵守すること
6. 週休日・休日・勤務日
(1) 毎週の土曜日と日曜日（週休日）
(2) 国民の祝日（休日）
(3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
(4) 勤務日は上記以外で甲と乙が合意した日
7. 所定外労働
所定外労働をさせることがある。（所定の賃金を払う）
8. 賃金
(1) 基本賃金 時間給（1,000円）
(2) 諸手当 通勤手当（実費）
(3) 賃金の支払日 各月の月末
(4) 賞与 なし
(5) 退職金 なし
9. 契約の更新
契約を更新する場合がある。
10. 退職
乙は退職を希望する場合は、少なくとも30日前に甲に届け出ること。
11. その他
本契約に定めるほか、契約・記載事項に変更が生じた場合は、双方の話し合いによりすみやかに処理するものとする。

令和6年4月1日

雇用者

所在地 大分市荷揚町2番31号
(甲) 氏名 Oita 市民クラブ 代表 野尻 哲雄



被雇用者

住 所 大分市 
(乙) 氏名 

支 出 調 書

支出番号	第 4 - 2 号	会派代表者	経理責任者
6年 4月30日 起票			
支出科目	研究研修費		
支出額	¥15,000 —		
支出内容	コンサルティング料4月分として (岩川議員)		
支出先	ユーグレード 安部 民枝 大分市 		

領収書等貼付欄

領 収 証 No. _____

岩川 義 枝 様 令和6年 4月30日

★ ¥15,000-

但 コンサルティング料 4月分

上記正に領収いたしました

内 訳 税抜金額 消費税額等(%)	大分市  ユーグレード 安部 民枝 
--------------------------------------	--

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

政策コンサルティング業務実績報告書

令和 6 年 4 月 30日

市議会議員 岩川 義枝 殿

ユーグレード
安部 民枝

令和 6 年 4 月 1 日付で契約を締結した「政策コンサルティング業務委託」の実績について、以下のようにご報告します。

令和 6 年 4 月 16 日 (火)

- ・調査方法の確認業務
- ・資料作成業務

政策コンサルティング業務委託

大分市議会議員 岩川義枝（以下「甲」という。）とユークレード 安部民枝（以下「乙」という。）とは次の通りコンサルティング業務委託契約を締結する。

第1条（業務委託の内容）

甲は、以下のコンサルティング業務（以下「本件コンサルティング業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託し提供する。

- （1）政策提案のための調査研究に関する業務。
- （2）政策提案のための資料作成に関する業務。
- （3）政策提案のための諸手続き及びルールに関するアドバイス。

2 甲は、前項に基づく乙による提案の採否は自らの責任で行うものとし、乙は提案内容に関し、一切の保証及び責任を負わないことを、甲は確認する。

第2条（善管注意義務）

甲及び乙は、双方の信用を傷つける行為その他不信用な行為を一切行わない。

第3条（契約期間）

- 1 本契約有効期間は、令和6年4月1日より、令和7年3月31日までとする。
- 2 契約期間は有効期間満了の1カ月前までに甲、乙の双方より特段の申し出がない限り、自動的に1年間更新するものとする。

第4条（報酬）

甲は、乙に対し、本件コンサルティング業務の対価として、毎月金15,000円を報酬として支払う。また支払いは別途乙が指定する方法による。

但し、本件コンサルティング業務によって、資料作成、最新事例・政策動向・関係法令等の調査の補助及び代行、原稿作成の補助及び代行等が発生した場合は、甲、乙双方の協議によって別途報酬額を決定しその都度支払うものとする。

第5条（機密保持）

1 甲及び乙は、互いに本契約に基づき知り得た相手方が機密と指定する情報を機密として保持しなければならない。但し、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- （1）相手方から開示された、又は知り得た時点で既に公知であったもの、又はその後自らの責めによらず公知になったもの。
- （2）相手方から開示された、又は知り得た時点で既に自らこれを保有しており、かつ、

それを保有していたことを立証できるもの。

(3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法かつ正当に入手・取得したもの。

(4) 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。

2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第6条（第三者の権利侵害）

1 乙は、本契約に定める業務の実施にあたり、第三者が有する特許権の産業財産権、著作権及びその他の一切の権利にも抵触しないよう留意する。

2 乙は本契約に基づいて甲に開示する情報について、これらが第三者が保有し、かつ乙に対し開示・使用を禁じている機密情報に該当しないものであることを保証する。

第7条（契約解除）

甲又は乙において下記各号の一つにでも該当したときは、相手方に何らの催促なくして直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約に違反したとき。

(2) 手形、小切手を不渡りにする等支払い停止の状態に陥ったとき。

(3) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき。

(4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき。

(5) 甲が公職選挙法違反・政治資金規正法違反等により失職したとき。

(6) その他各号に類する不信用な事実があるとき。

第8条（暴排条項）

甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己及び自己が実質的に経営を支配している法人が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約する。

1 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」という。）でないこと。

2 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。

3 反社会的勢力を利用しないこと。

4 反社会的に財産的利益又は便宜を供与しないこと。

5 役員等が反社会的勢力と親密な構成や密接な関係がないこと。

6 自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと。

(1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、詐欺的手法を用いるあるいは脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
- (5) その他本号1から4に準ずる行為

第9条（紛争解決）

- 1 本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意を持って協議決定ないし解決するものとする。
- 2 万が一協議の整わざる場合は、大分地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通作成し、各自記名捺印の上それぞれの1通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

(甲)

住所 大分市三芳346-1-201

氏名 岩 川 義 枝 

(乙)

住所 大分市 

氏名 ユーグレード 安 部 民 枝 

支 出 調 書

支出番号	第 4 - 3 号	会派代表者	経理責任者
6年 4月30日 起票			
支出科目	その他の経費		
支出額	¥1,436 —		
支出内容	その他の経費（燃料費4月分として/岩川議員）		
支出先	株式会社アーク 西大分SS 大分市王子町8-8		
領収書等貼付欄			
別紙添付			

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

会派代表者 殿

令和6年 4月30日

会派名 Oita市民クラブ
氏 名 岩川義枝

燃 料 費 計 算 書

(令和6年 4月分)

月 日	燃料費 (円)	支出先
4月16日	5,746	株式会社アーク
計	① 5,746	
控除すべき金額	②	(②の控除理由)
小計 (①-②)	③ 5,746	
請求額 (③×25%)	1,436	

※ 領収書 (カード利用の場合は納品書) は、裏面 又は別紙に貼付してください。

※ 領収書 (カード利用の場合は納品書) には車番、給油年月日、金額が記載されていること。

ENEOS

納品書(領収書)

2024年04月16日 13:29

売上 岩川義枝様
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX7975 大分県
ENEOS Tカード

車両番号 実車番
車検年月: 令和09年12月
0004-00

レギュラー	P-02
31.40L	*
183円	¥5,746
(内ガソリン税53.80円)	¥1,689
合算十	¥5,746
(消費税10%対価)	¥5,746
内消費税等	¥522
釣銭 1万:4254 6千:254	
Tサイト:基本P	15P
特別P	0P
今回計	15P

このT会員番号は会員情報が未反映のためポイントは貯まりますがご利用はできません。ポイント利用されるには、お客様ご自身で、カード裏面のTサイトより会員情報登録をお願いいたします。(14)

本日付与されたポイントは2~3日目に降に反映されます。有効期限切等の理由で、Tカードにポイントが加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

株式会社アーク 西大分SS
大分県 大分市王子町8-8
TEL:097-534-1956 SS-102704
登録番号: T5320001000367
レシートNo 5994-01 デ-No5242-5244
007 2024/04/16